

社員の人数に関する規則

平成 26 年 1 月 1 日 制定

(目的)

- 第 1 条 本細則は、一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会（以下、「当法人」という。）
定款第 1 1 条の規定に基づき、各支部会別および各年次別のクラス会から選出される社員の人数を定めることを目的とする。
- 2 社員の人数に関しては、定款その他別に定められるもののほか、本細則に定めるところによる。

(社員の人数)

第 2 条 社員の人数については次のとおりとする。

- (1) 各支部会 各 1 名
- (2) 各年次別のクラス会
- | | |
|-----------|-------|
| i 男子部 | 各 1 名 |
| ii 女子部 | 各 1 名 |
| iii 生命科学部 | 各 1 名 |

附則

本規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。